

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

- 1 「特定優良賃貸住宅の供給計画の認定処分」（第3条）については、別紙のとおりとする。

別紙

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行について」

（平成5年7月30日付建設省住管発第2号建設事務次官通知）

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の運用について」

（平成5年7月30日付建設省住管発第4号建設省住建発第110号建設省住宅局長通知）

「福岡県地域優良賃貸住宅制度要綱」

標準処理期間 42日

- 2 「特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定処分」（第5条第1項）については、別紙のとおりとする。

別紙

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の運用について」

（平成5年7月30日付建設省住管発第4号建設省住建発第110号建設省住宅局長通知）

「福岡県地域優良賃貸住宅制度要綱」

標準処理期間 21日

- 3 「特定事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認処分」（第9条）については、次のとおりとする。

供給計画の認定は、当該特定優良賃貸住宅を整備及び管理しようとする者について行われるものであり、認定事業者が死亡又は破産した場合等に、相続等により特定優良賃貸住宅の敷地の所有権等を取得した者が当該特定優良賃貸住宅の供給を継続する意思を有し、かつ、供給を行うことができると認められる場合等において地位の承継が認められる。

標準処理期間 21日

添付資料

資料 1 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

資料 2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行について

資料 3 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の運用について

資料 4 福岡県地域優良賃貸住宅制度要綱